

フリガナ 戸籍に記載予定の振り仮名をハガキで送ります

1014013 ID

市民課 ☎224-5747 ☎225-5371

皆さんの戸籍に氏名の振り仮名が記載され、名前の読み方が公証されることとなります。本籍のある市区町村から、戸籍に記載予定の振り仮名をハガキで事前にお知らせしますので、ハガキが届いたら内容を必ず確認してください。

□座名義など日常生活で使用している振り仮名と合っている場合は届け出不要ですが、異なっている場合は届け出が必要です。



コセキツネ

振り仮名のハガキは
6月末から
順次発送します

* 本籍地が川越市の場合の発送開始日。
本籍地が川越市以外の方は、本籍地のある市区町村にお尋ねください。

戸籍に記載される振り仮名の通知書

埼玉県川越市長 森田 初恵

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。

この通知に印字されている振り仮名を必ずご確認ください。ただし「ご本人が日常的に使用している振り仮名」と相違がある場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、正しい振り仮名の届出をしてください。

なお、相違ない場合は、この通知に印字されている振り仮名がそのまま戸籍に記載されるため、お手続きは不要です。

本籍	埼玉県川越市〇〇12345番
----	----------------

氏名の振り仮名

同じ戸籍に記載されている方の氏名の振り仮名は、必ず同一です。

氏	法務
振り仮名	ホウム
氏名の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

名の振り仮名(ご自身のみが届出できます。未成年者(18歳未満)については親権者からの届出も可能です)

名	太郎
振り仮名	タロウ
名	京子
振り仮名	キョウコ
名	正
振り仮名	タダシ
名	ゆり
振り仮名	ユリ

同じ戸籍に記載されている方でも異なる住所にお住まいの方へは別に通知が届きますので、本通知には記載されません。

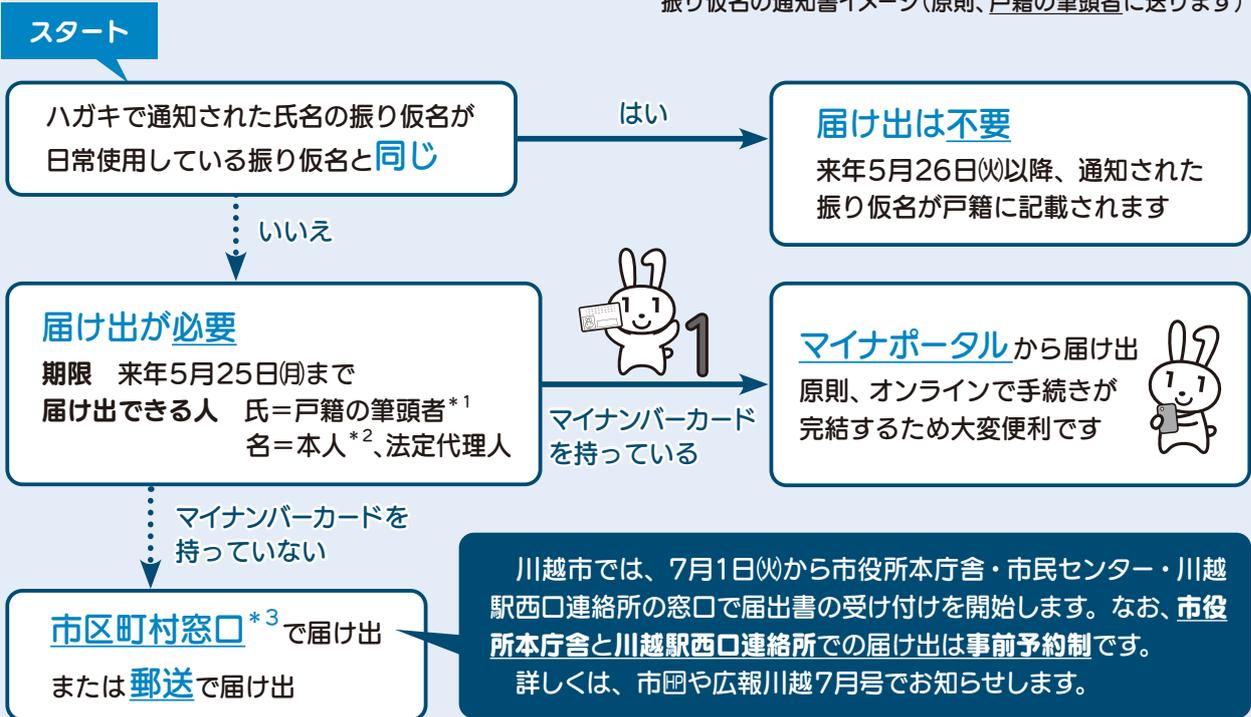
※本通知は令和7年5月26日現在のデータにより作成しております。
※氏名の振り仮名の届出が可能な方が複数人記載されている場合は、先に届出された方の振り仮名が記載されます。

右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Uni-Voiceアプリ / Uni-Voice Blindアプリ」)

音声コード

振り仮名の通知書イメージ(原則、戸籍の筆頭者に送ります)

◆ハガキが届いてからの流れ



- * 1 筆頭者が除籍されている場合は配偶者。配偶者も除籍されている場合は、その子が届出人になります。
- * 2 15歳未満の場合は、親権者が届出人になります。
- * 3 本籍または住民登録がある市区町村窓口のことで。

戸籍の振り仮名の問い合わせ先

法務省コールセンター

☎0570-05-0310

(祝日・年末年始を除く月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分)